



**やがて秋** 観心寺の紅葉には、格調がある。古寺の面影に誘われてたびたび足を運ぶが、季節の表情が豊かで楽しい。観心寺門前に阿修羅窟という庵があり、当主に尺八を奏していただき、秋の風情に花を添えていただいた感激が昨日のここのように思い起こされる。お元気なれば幸いだけど。日本人は多くの触れあいを大事にしている。このような美風をしっかりと伝えていきたい。

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 平成25年9月分から厚生年金保険の保険料率が変わります ● 標準報酬月額を被保険者へお知らせください
- 育児休業期間中の保険料免除について
- 協会けんぽからのお知らせ
  - ・「生活習慣病予防健診」はお済みですか? ・退職等で資格喪失される方の健康保険証の回収をお願いいたします
- インターネットサービス「ねんきんネット」で将来の年金額を試算できるようになりました!
- 第33回 大阪府社会保険協会ボウリング大会 ● 第14回 大阪府社会保険協会硬式テニス大会 ● 社会保険事務説明会
- 労務事務講習会 ● 年金事務講習会 ● 第59回 社会保険協会写真コンクール ● 健康ウォーク開催について

**職場内で回覧しましょう**

# 平成25年9月分から 厚生年金保険の保険料率が変わります

平成16年の法律改正により、保険料率は平成29年9月まで毎年改定されることになっており、「平成25年9月分（同年10月納付分）から平成26年8月分（同年9月納付分）まで」の保険料率は、次のとおり変更されます。

※この保険料率の改定については、従業員の皆さまにもお知らせいただきますようご協力をお願いします。

一般の被保険者……………16.766% → **17.120%**

坑内員・船員の被保険者…17.192% → **17.440%**

## 厚生年金基金加入員の場合

厚生年金基金に加入する方の保険料率は、上記の一般の被保険者または坑内員・船員の被保険者の区分に応じた保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

一般の被保険者……………12.120%～14.720%

坑内員・船員の被保険者…12.440%～15.040%

※免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

## お願い

被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額などは、法律により必ず事業主から被保険者に通知しなければならないことになっています。被保険者の方々が自身の記録を確認するためにも、必ず通知していただきますようお願いいたします。

## 標準報酬月額を 被保険者へお知らせください



ご提出いただきました算定基礎届により決定（定時決定）した新しい標準報酬月額は、平成25年9月分から平成26年8月分までの保険料の基礎となります。

算定基礎届により決定した標準報酬月額は、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」によりお知らせしておりますので、事業主の方は、新しい標準報酬月額を給料明細書に記載するなどして、従業員1人ひとりにお知らせしていただきますようお願いいたします。

なお、平成25年6月1日以降に資格取得された方や平成25年7月以降に随時改定または育児休業等終了時改定により標準報酬月額が改定された方は、今回の定時決定の対象にはなっていません。

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください

# 育児休業期間中の 保険料免除について



育児休業および育児休業に準じる措置による休業（以下「育児休業等」とする）を取得する被保険者は事業主に申出を行い、事業主が届出を行うことにより、育児休業等を開始する日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月までの間、健康保険・厚生年金保険料の事業主および被保険者負担が、最長で子が3歳になるまでの期間免除されます。

## 1 保険料免除措置の対象となる育児休業等

### ①育児介護休業法第2条第1項に規定する「育児休業」

- (ア) 1歳に満たない子を養育するための育児休業
- (イ) 1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育するための育児休業

### ②育児介護休業法第23条第1項の「育児休業の制度に準ずる措置による休業」

1歳（上記イの休業の申出をすることができる場合にあっては1歳6カ月）から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業

## 2 育児休業等取得者申出書の提出

申出書による保険料の免除を受けるためには、上記1.のそれぞれの育児休業等期間中に育児休業中の被保険者を使用する事業主が年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合に、厚生年金基金に加入している場合は厚生年金基金にも提出が必要。以下「年金事務所等」とする）に届出が必要となります。それぞれの育児休業等の終了した後にその被保険者を使用する事業主が届出を行っても、その育児休業等にかかる保険料は免除されません。

## 3 育児休業等期間中に次の子を出産した場合

### ①子Aの育児休業期間中の者から、子Bの産前休業の請求がない場合

子Bの出産予定日前6週間以内であっても産前休業は開始されず、子Aに係る育児休業等期間およびそれに伴う保険料免除は終了しません。子Bの出産日の翌日より子Bに係る産後休業が開始し、子Aに係る育児休業等期間およびそれに伴う保険料免除は終了しますので、事業主は、「育児休業等取得者終了届」を年金事務所等に届出する必要があります。

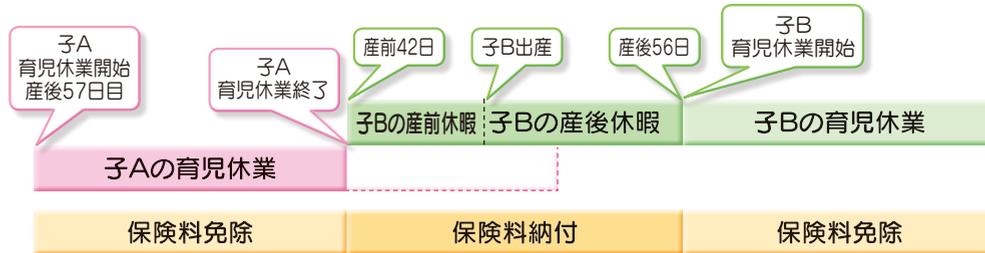
図1 子Bの産前休業の請求がない場合



## ②子Aの育児休業期間中の者から、子Bに係る産前休業の請求がある場合

子Bに係る産前休業が開始されることにより、子Aの育児休業等期間およびそれに伴う保険料免除は終了します。また、事業主は、育児休業等の終了予定日の前日までに「育児休業等取得者終了届」を年金事務所等に届出する必要があります。

図2 子Bの産前休業の請求がなされた場合



## 4 育児休業等を延長する場合

育児休業等を取得している被保険者が、その終了予定日を延長した場合は「育児休業等取得申出書（延長）」を事業主が年金事務所等に提出してください。

なお、延長後の終了予定日は、「1. ① (ア)」の場合は子が1歳に達する日、「1. ① (イ)」の場合は1歳6カ月到達する日、「1. ②」の場合は子が3歳に達する日を限度とします。

## 5 育児休業等終了予定日前に育児休業等を終了した場合

被保険者が育児休業等終了前に育児休業等を終了した場合は「育児休業等取得者終了届」を事業主が年金事務所等に提出する必要があります。

## 6 確認通知書

### ①確認通知書

育児休業取得者であると確認した場合は「育児休業等取得者確認通知書」を事業主あてに通知いたしますので、確認された事項を被保険者に通知してください。

### ②終了確認通知書

育児休業終了予定日前に育児休業を終了したことを確認した場合は「育児休業等取得者終了確認通知書」を事業主あてに通知いたしますので、確認された事項を被保険者に通知してください。

## 7 届出用紙

「育児休業等取得者申出書」等の届出用紙は日本年金機構のホームページよりダウンロードすることができますので、ご利用ください。

健康保険・厚生年金保険適用関係届書・申請書一覧  
<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/sinsei.jsp>



ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください

## 協会けんぽからのお知らせ

## 「生活習慣病予防健診」はお済みですか？

年に一度は、健康診断を受けましょう！

協会けんぽでは、35歳から74歳までの加入者（ご本人）の方を対象に「生活習慣病予防健診」を実施しています。平成24年度の生活習慣病予防健診【加入者（ご本人）・40歳以上】の実施率は全国平均で44.3%です。大阪支部は前年から1.8%上昇し、29.8%となりましたが、依然として全国最低となっております。

健診はご自身の健康状態を知る第一歩です。生活習慣病の予防のため、年に一度は協会けんぽの「生活習慣病予防健診」をぜひご利用ください。

## 協会けんぽの「生活習慣病予防健診」は

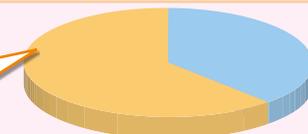
## 健診メニューが豊富です

- 胸部レントゲン検査、胃部レントゲン検査、便潜血反応検査が受けられます。
- 40～74歳の偶数年齢の女性の方は、子宮頸がん、乳がん検診（別途負担あり）が受けられます。
- 定期健康診断（事業者健診）の項目を満たしています。

## 健診費用がお得です

上記健診のメニュー（子宮頸がん、乳がん検診を除く）に基本健診がセットで自己負担額は最高で6,843円です。

健診費用総額18,007円のうち

協会けんぽからの補助  
62%自己負担  
38%

申込方法

希望する健診機関へ予約  
(大阪府内では、  
174カ所の健診機関  
で、受診できます)



予約後、生活習慣病予防健診申込書に必要事項を記入のうえ、協会けんぽへ郵送



健診日に、  
保険証を持参  
のうえ、受診



## 健診結果により「特定保健指導」を無料で実施しています

健康診断の結果から、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて、生活習慣病の発症リスクが高い40歳以上の加入者（ご本人）の方を対象に、無料で「特定保健指導」を実施しています。

特定保健指導では、メタボリックシンドロームの予防や改善を目的として、保健師や管理栄養士がお一人さまごとの目標の設定、ライフスタイルにあわせた生活習慣の改善方法のご提案、実践の後押しや継続フォローにより、皆さまの生活習慣改善に向けたサポートをさせていただきます。

「生活習慣病予防健診」の結果、該当する事業所さままたはご本人さまへ、「特定保健指導」のご案内をいたしますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

事業主の皆さまへ

## 定期健康診断(事業者健診)の結果をご提供ください

\* 労働安全衛生法に基づく定期健康診断（事業者健診）を受けておられる場合は、健診結果を協会けんぽに提供いただくことによって、協会けんぽにご加入の40歳以上の加入者（ご本人）で、生活習慣病の発症リスクが高い方を対象に、無料で特定保健指導を実施しております。

## お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽからのお知らせ

# 退職等で資格喪失される方の 健康保険証の回収を お願いいたします



～資格喪失後の健康保険証の使用防止にご協力ください～

健康保険の資格は、会社を退職したり、新たに就職した場合に切り替えとなります。  
健康保険証はそのつど、退職時に会社に返却し、入社時に新たに交付を受けることとなります。

## 事業主(事務ご担当者)さまへのお願い

\* 資格喪失（退職、扶養の解除等）される方の健康保険証等を必ず回収していただきますようお願いいたします。

\* 資格喪失後は次の健康保険制度（国民健康保険など）に加入手続きを行い、医療機関等を受診する際は、新しい健康保険証を使用するようお願いいたします。

※退職時に保険証の返却がなかった場合、協会けんぽからご本人の方に、連絡させていただく場合がございますのでご了承ください。

※証回収不能として資格喪失届等の提出後に健康保険証等の回収ができた場合は、すみやかに協会けんぽへご返却ください。

## 健康保険証が使用できなくなる日は？

### ◆退職(資格喪失)の場合

- 退職日の翌日から使用できません。
- 月の途中の退職であっても、退職後は一切使用できません。

### ◆扶養家族でなくなる場合

- 被扶養者でなくなった日から使用できません。



## もし、資格喪失日以降に健康保険証を使用した場合は？

- ◆ 資格喪失後に医療機関等で健康保険証を使用して受診されますと、民法上の「不当利得」に該当し、ご本人に協会けんぽで負担した医療費（総医療費の7～9割分）を返還していただくことになります。また、協会けんぽや医療機関等において煩雑な事務処理が発生し、業務に支障をきたすばかりでなく、本来協会けんぽが支払う必要のない医療費の発生原因となることから、健康保険料率にも影響を及ぼします。皆さまの大切な保険料をお預かりしているなかで、財政の健全化をより一層進めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

# インターネットサービス「ねんきんネット」で 将来の年金額を試算 できるようになりました！

ライフプランに合わせて年金額の試算ができます！

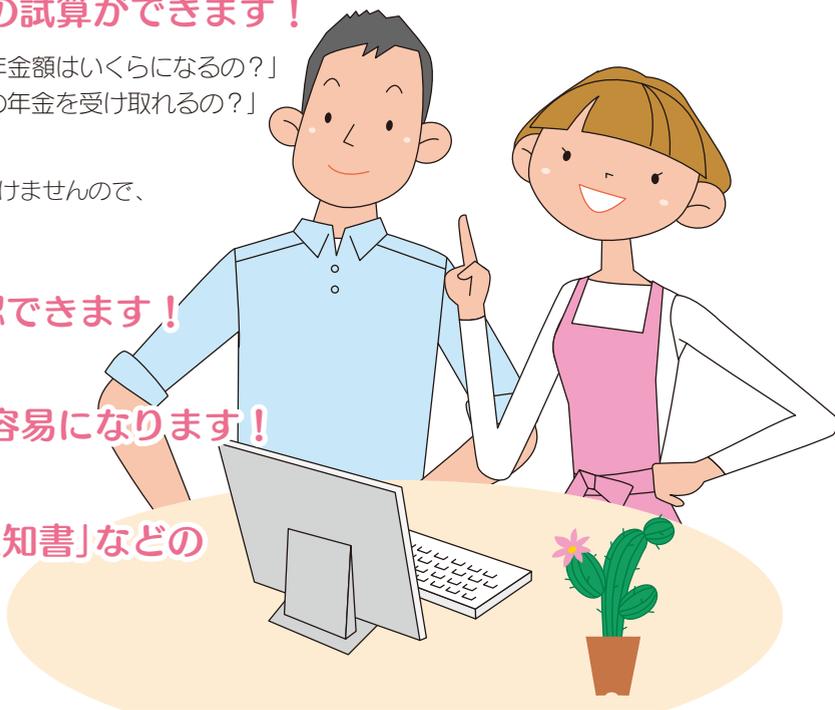
「将来、年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額はいくらになるの？」  
「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度の年金を受け取れるの？」  
など、グラフでわかりやすく表示します。

※すでに老齢年金をお受け取りの方はご利用いただけませんので、  
あらかじめご了承ください。

いつでも、最新の年金記録が確認できます！

記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！

「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」などの  
内容がご自宅で確認できます！



## 具体的な年金見込額試算の例

これまで

ねんきんネット

中高年の方



58歳男性の例

ねんきん定期便での見込額(※)  
61歳～64歳 795,000円  
65歳～ 1,812,500円

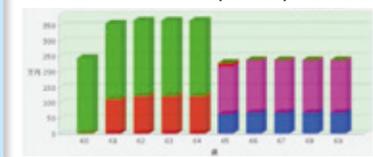
※60歳以降、厚生年金に加入されて  
いない前提

今後の給料の入力

現在の仕事を継続  
65歳まで  
給与 240,000円

見込額（在職老齢年金）

61歳～64歳 637,500円  
65歳～ 1,910,700円



若年の方



33歳女性の例  
(厚生年金に13年加入)

ねんきん定期便での見込額(※)  
380,600円

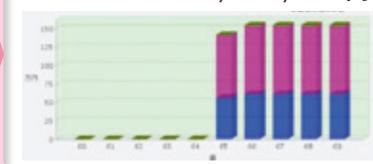
※これまでの加入実績のみでの  
見込額

今後の給料の入力

現在の仕事を継続  
60歳まで  
給与 200,000円

60歳まで加入後の見込額

1,356,000円

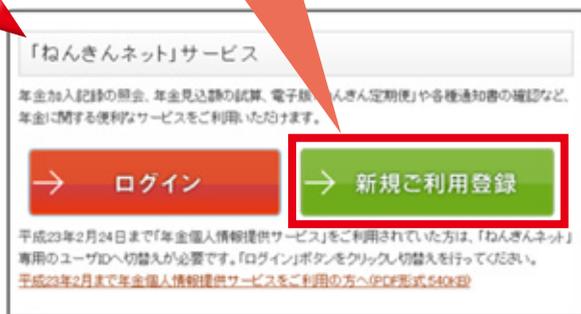


## まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

### 1. 日本年金機構のホームページにアクセス



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。



日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。

### 2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



「ねんきんネット（申請用トップページ）」が表示されますので、**アクセスキー**の有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

#### ●アクセスキーとは…

お客様の誕生月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

#### ①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

#### ②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合も、利用登録が可能です。

なお、ユーザIDがお手元に郵送されるまで、5日程度（土日、祝日を除く）かかります。

#### ●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

#### ●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。



くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

[http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)

電話でのお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050または070から始まる電話でおかけになる場合は  
03-6700-1144

第33回

## 大阪府社会保険協会ボウリング大会

- 開催日 平成25年11月2日(土) 午前10時開始(集合時間9時30分)
- 場所 イーグルボウル 大阪市淀川区宮原4-3-9(地下鉄御堂筋線「新大阪駅」より徒歩約8分)
- 競技種目 個人戦(個人戦のみ実施)
- 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。  
※ただしプロライセンスを有する者を除く。
- 参加費 ●会員事業所の被保険者 500円/1名  
●非会員事業所の被保険者 1,500円/1名  
申込受付後に送付します郵便振替用紙にてご入金をお願いします。入金確認後、参加証を送付いたします(入金後の参加費は返還いたしません)。
- 申込方法 参加申込書(コピー可)に必要事項をご記入のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へ郵送またはFAXにてお申し込みください。
- 定員 120名(申込先着順) ※1事業所5名以内とします。
- 申込締切 平成25年10月16日(水) 必着 ※ただし、定員に達し次第締め切ります。
- 競技方法 アメリカン方式で、トータルピンにより順位を決定します。  
(はじめに予選3ゲームを行い、上位30名で決勝戦3ゲームを行います)

	男子	女子
ハンディキャップ (1ゲーム)		
50歳未満	0ピン	15ピン
50歳以上60歳未満	5ピン	20ピン
60歳以上	10ピン	25ピン

- 表彰 決勝戦の上位第3位まで ★ラッキー賞(4位・5位・7位・10位・20位・BB)あり

お申し込み  
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
電話 06-6445-3013 FAX 06-6445-3019

キリトリ線

## 第33回 大阪府社会保険協会ボウリング大会 参加申込書

会員の有無	会員番号 (25- - )	非会員・不明
-------	---------------	--------

事業所名称 \_\_\_\_\_

事業所所在地 〒 - \_\_\_\_\_

事業所電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

(参加費振替用紙・参加証送付先)

申込責任者氏名 \_\_\_\_\_

健康保険被保険者証 記号・番号	<フリガナ> 参加者氏名	性別	生年月日	年齢 (大会当日の)
		男・女		歳

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。



# 第14回 大阪府社会保険協会 硬式テニス大会



- 開催日 平成25年11月10日(日) 雨天決行(インドアコート使用)
- 場所 「テニスコミュニケーション門真」 集合時間については、参加証にてご案内いたします。  
門真市三ツ島1033番地 TEL 072-881-3215  
地下鉄 鶴見緑地線『門真南駅』より徒歩約15分
- 大会運営 (株)インターナショナルスポーツ
- 競技種目 男・女ダブルスAクラス(テニス経験3年以上)各12組  
男・女ダブルスBクラス(テニス経験3年未満)各12組  
※なお過去に「Aクラス」で3位までに入賞されている方の「Bクラス」への申し込みはご遠慮ください。
- 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。
- 参加費 ●会員事業所の被保険者 **無料**  
●非会員事業所の被保険者 **1,000円/1名**  
非会員事業所の方は、申込受付後に送付します郵便振替用紙にてご入金をお願いします。入金確認後、参加証を送付いたします(入金後の参加費は返還いたしません)。
- 申込方法 参加申込書(コピー可)に必要事項をご記入のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へ郵送またはFAXにてお申し込みください。  
※応募多数の場合は抽選とさせていただきます(キャンセル待ちの抽選を含む)。  
抽選結果については、ご通知させていただきます。
- 申込締切 平成25年10月16日(水)必着
- 表彰 優勝・準優勝・第3位

**お申し込み先** (一財)大阪府社会保険協会 〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
電話 06-6445-3013 FAX 06-6445-3019

## 第14回 大阪府社会保険協会硬式テニス大会 参加申込書

※参加資格の確認のため申込書には楷書で記入もれのないようにご記入ください。  
※記入もれのある場合は、お申し込みの受付はできませんのでご注意ください。

申込クラス	男子ダブルス	A・B
	女子ダブルス	A・B

必ず2名でお申し込みください

申込クラスに○をおつけください

参加者氏名	(フリガナ)	事業所名			
		事業所所在地	〒 - (電話番号: )		
		健康保険被保険者証記号			
	[年齢: 歳]	会員の有無	会員番号	25-	-
参加者氏名	(フリガナ)	事業所名			
		事業所所在地	〒 - (電話番号: )		
		健康保険被保険者証記号			
	[年齢: 歳]	会員の有無	会員番号	25-	-

※申込責任者 (住所) 〒 - (電話番号: )  
(参加費振替用紙・抽選結果の送付先) (氏名)

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

# 社会保険事務説明会

## 【医療保険のしくみ・年金保険のしくみ】

新たに社会保険に加入された事業所の事務担当者の方、また新しく事務担当者になられた方を対象に「社会保険事務説明会」を開催します。

● **日程・場所・定員** 平成25年11月26日(火)

午後1時30分～4時30分

大阪府病院年金会館 <天王寺区六万体的町4-11> (定員100名)

講師:社会保険労務士 後藤田 慶子氏・武居 利記氏

● **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。

● **参加費用** ● **会員事業所の被保険者等** 無 料

● **非会員事業所の被保険者等** 1,000円

非会員事業所の参加決定者には、参加費用の郵便振替用紙を送付し入金確認後、参加証を送付いたします。また、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。

● **募集の締切** 平成25年10月18日(金)必着

● **応募方法** 「郵便往復はがき」に参加申込書を貼付のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へお申し込みください。

参加者には、返信用はがきにより、参加証を送付いたします。

なお、定員を超える申し込みがあった場合は抽選により参加者を決定します。

※お申し込みは1事業所、1名様とさせていただきます。

返信はがきの宛先は必ずご記入ください。記載もれのある場合は受付できませんので、ご注意ください。

※参加申込書(コピー可)にご記入のうえ、切り取って「郵便往復はがき」の往信の文面欄に貼付してください。下記参照。

お申し込み  
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階

電話 06-6445-3013

### 社 社会保険事務説明会 参加申込書

会員の有無	会員番号 (25- - ) 非会員・不明
事業所名称	
事業所整理記号	
事業所所在地	〒 -
電話番号	( )
開催日	11月26日(火)
参加者氏名	性別 男・女

往復はがき  
記入例

郵便往復はがき 5500003 往信	白紙
大阪府社会保険協会 宛	

往信

返信

郵便往復はがき 0000000 返信	見本 社会保険事務説明会 参加申込書 会員の有無 非会員( ) 事業所名称 事業所整理記号 事業所所在地 電話番号 開催日 11月26日(火) 参加者氏名
株△△工業内 (参加申込者氏名) 様	

参加申込書貼付

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

# 労務事務講習会

## 『実務に役立つ労働保険・社会保険の基礎』

事業所の事務担当者の方を対象に「労務事務講習会」を開催します。  
～採用から退職まで いつ、どこへ、どのような手続きが必要なのか～

- 日程・場所・定員 ● 平成25年11月6日(水) (内容は両日とも同じものです)
- 平成25年12月4日(水)
- 午後1時30分～4時30分

薬業年金会館 <中央区谷町6-5-4> (定員 各100名)

講師:社会保険労務士 後藤田 慶子氏・武居 利記氏

- 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。

- 参加費用 ● 会員事業所の被保険者等 無 料
- 非会員事業所の被保険者等 1,000円

非会員事業所の参加決定者には、参加費用の郵便振替用紙を送付し入金確認後、参加証を送付いたします。また、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。

- 募集の締切 平成25年10月18日(金)必着

- 応募方法 「郵便往復はがき」に参加申込書を貼付のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へお申し込みください。

参加者には、返信用はがきにより、参加証を送付いたします。

なお、定員を超える申し込みがあった場合は抽選により参加者を決定します。

※お申し込みは1事業所どちらか1回、1名様とさせていただきます。

返信はがきの宛先は必ずご記入ください。記載もれのある場合は受付できませんので、ご注意ください。

※参加申込書(コピー可)にご記入のうえ、切り取って「郵便往復はがき」の往信の文面欄に貼付してください。下記参照。

**お申し込みお問い合わせ先** (一財)大阪府社会保険協会 〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階 電話 06-6445-3013

**⑧ 労務事務講習会 参加申込書**

会員の有無	会員番号(25- - ) 非会員・不明
事業所名称	
事業所整理記号	
事業所所在地	〒 -
電話番号	( )
参加希望日	月 日( )
参加者氏名	性別 男・女

**往復はがき 記入例**

郵便往復はがき 95000000

→ 往信

大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階

一般財団法人 大阪府社会保険協会 宛

---

郵便往復はがき 00000000

→ 返信

〇〇区〇〇町〇-〇-〇

(株)△△工業内 (参加申込者氏名) 様

白紙

---

⑧ 労務事務講習会 参加申込書

**見本**

参加申込書貼付

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

# 年金事務講習会

## 『実務に役立つ年金あれこれ』

事業所の事務担当者の方を対象に「年金事務講習会」を開催します。

～老齢・障害・遺族年金の給付について～

- **日程・場所・定員**
  - 平成25年11月14日(木) (内容は両日とも同じものです)
  - 平成25年12月12日(木)

午後1時30分～4時30分  
大阪府病院年金会館 <天王寺区六万体町4-11> (定員 各100名)  
講師:社会保険労務士 後藤田 慶子氏・武居 利記氏
- **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。
- **参加費用**
  - 会員事業所の被保険者等 **無 料**
  - 非会員事業所の被保険者等 **1,000円**

非会員事業所の参加決定者には、参加費用の郵便振替用紙を送付し入金確認後、参加証を送付いたします。また、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。
- **募集の締切** 平成25年10月18日(金)必着
- **応募方法** 「郵便往復はがき」に参加申込書を貼付のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へお申し込みください。参加者には、返信用はがきにより、参加証を送付いたします。  
なお、定員を超える申し込みがあった場合は抽選により参加者を決定します。  
※お申し込みは1事業所どちらか1回、1名様とさせていただきます。  
**返信はがきの宛先は必ずご記入ください。**記載もれのある場合は受付できませんので、ご注意ください。  
※参加申込書(コピー可)にご記入のうえ、切り取って「郵便往復はがき」の往信の文面欄に貼付してください。下記参照。

お申し込み  
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
電話 06-6445-3013

### ① 年金事務講習会 参加申込書

会員の有無	会員番号 (25- - ) 非会員・不明	
事業所名称		
事業所整理記号		
事業所所在地	〒 -	
電話番号	( )	
参加希望日	月 日 ( )	
参加者氏名	性別	男・女

往復はがき  
記入例

郵便往復はがき

〒 066445  
大阪府 大阪市西区京町堀1-3-13  
辰巳ビル2階  
一般財団法人  
大阪府社会保険協会 宛

白紙

往信

返信

郵便往復はがき

〒 066445  
〇〇区〇〇町〇-〇-〇  
(株)△△工業内  
(参加申込者氏名) 様

① 年金事務講習会 参加申込書

会員の有無 会員番号 (25- - )  
事業所名称  
事業所整理記号  
事業所所在地  
電話番号 ( )  
参加希望日 月 日 ( )  
参加者氏名

見本

参加申込書貼付

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。



# 第59回 大阪府社会保険協会写真コンクール

## 募集期間

平成25年10月1日(火)から平成26年1月10日(金)

## 応募資格

大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務する被保険者(健康保険組合の被保険者も含まれます)。

※扶養家族の方および国民健康保険、各種共済組合にご加入の方は応募できませんのでご注意ください。

## 作品

健康的にして明朗なものとしします。

職場や家庭のなかで自由なテーマで楽しい作品。

作品サイズは四つ切(ワイド四つ切可)の単写真で未発表のものとしします。

※印画紙(銀塩タイプ)によるプリントでご応募ください(インクジェットプリントでの応募はご遠慮願います)。

※デジタルカメラによる作品も応募できます。

※合成写真は不可。

## 応募締切

平成26年1月10日(金) 必着

## 入賞

- 推薦 《1点》 賞状・賞金5万円  
朝日新聞社・全日本写真連盟(賞状・楯)  
富士フィルムイメージングシステムズ(株)・(株)法研関西(賞品)
- 特選 《3点》 賞状・賞金3万円  
朝日新聞社・全日本写真連盟(賞状)  
富士フィルムイメージングシステムズ(株)・(株)法研関西(賞品)
- 入選 《10点》 賞状・賞金1万円  
朝日新聞社・全日本写真連盟(賞状)  
(株)法研関西(賞品)
- その他 佳作 賞品

## 審査員

日本写真家協会会員 藤本 俊一氏  
全日本写真連盟関西本部委員

主催  
後援  
協賛

一般財団法人 大阪府社会保険協会  
朝日新聞社、全日本写真連盟関西本部  
富士フィルムイメージングシステムズ株式会社、株式会社 法研関西

応募規定は15ページをご参照ください

## 応募規定

- ①所定の応募票に必要事項をご記入のうえ、作品の裏面に貼ってください。  
 ※応募票に記載された個人情報、入賞者の氏名・住所の公表(市町村まで)や入賞のご連絡・賞品等の送付など、このコンクールを実施・運営するために必要な範囲内でのみ使用します。
- ②応募点数の制限はありません。
- ③未発表作品で、本人の撮影したものに限りです。
- ④応募作品については、他人の著作権を侵害しないように注意してください。  
 また、人物を撮影するときは、必ずその方の承諾を得てください。
- ※応募作品の著作権・肖像権などに関して、第三者から異議申し立て等があった場合は、主催者は一切責任を負わず、応募者の責任においてすべて対処するものとします。
- ⑤入賞は1人1賞とします。
- ⑥入賞作品(佳作含む)の著作権は主催者に帰属します。
- ⑦推薦および特選入賞者は必ず原版(デジタルカメラの場合は撮影データ)を提出していただきます。
- ⑧入賞作品(佳作含む)は返却いたしません。  
 入賞(佳作を含む)以外の応募作品は返却します(返却費用は主催者負担)。  
 なお、作品の取り扱いについては十分注意しますが、万一の事故に対する責任は負いかねますのでご了承ください。
- ⑨その他、この応募資格・規定等に反するものは失格とします。

## 入賞発表

大阪社会保険時報平成26年3月号、協会だより平成26年3月号および朝日新聞に掲載予定。入賞者には直接通知します。

送り先  
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
電話 06-6445-3013

キリトリ線

## 《ご注意》

- \*応募票は、楷書でもれなくご記入ください。  
 \*応募票に必要事項が記載されていない作品は、審査対象外とさせていただきます。

## 第59回 大阪府社会保険協会写真コンクール応募票

(フリガナ) 題 名		撮 影 地	
健康保険被保険者証記号・番号			
健康保険組合の場合		( ) 健康保険組合	
事業所名		事業所電話番号	
事業所所在地		〒 ー	
(フリガナ) 氏 名		年 齢	歳
自 宅 住 所		性 別	男 ・ 女
		自宅電話番号	



## 健康ウォーク開催について

# 秋津州の郷と古墳めぐり

- 主 催 大阪ウォーキング連合
- 後 援 一般財団法人 大阪府社会保険協会
- 開 催 日 平成25年11月16日(土) ※雨天決行
- 集合場所・時間 近鉄/御所線 近鉄御所駅 午前10時00分集合
- コ ー ス 近鉄御所駅→鴨都波神社→寶国寺→宮山古墳→條ウル神古墳→  
日本武尊白鳥陵→市民グラウンド→近鉄・市尾駅 } **約11km**  
※解散は午後3時頃の予定

- 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方および被扶養者(健康保険組合の被保険者および被扶養者も含む)。

※ただし、小学生以下は保護者同伴で完歩できる方に限ります。

- 参加費用 **無料**

参加申込書(コピー可)に記載のうえ、当日受付にご提出ください。

【持参されないと有料(500円)になりますのでご注意ください】

- 携 行 品 弁当・水筒・雨具のほか歩きやすい服装

お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
電話 06-6445-3013

----- キリトリ線 -----

### 健康ウォーク参加申込書

氏名(代表者)		男・女	歳	氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳	氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳	氏 名		男・女	歳

代表者勤務先名称

電話 ( )

勤務先住所 〒 -

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

主 催 大阪ウォーキング連合 後 援 一般財団法人 大阪府社会保険協会